

○ 石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況

(1) 医療費等の申請に係る医学的判定の状況

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
	77件 (中皮腫 52件 肺がん 14件 石綿肺 5件 びまん性胸膜肥厚 6件)	17,515件^{※2} (中皮腫 12,622件 肺がん 3,640件 石綿肺 517件 びまん性胸膜肥厚 736件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	47件 (中皮腫 39件 肺がん 8件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	14,109件 (中皮腫 11,462件 肺がん 2,372件 石綿肺 39件 びまん性胸膜肥厚 236件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの	15件 (中皮腫 1件 肺がん 3件 石綿肺 5件 びまん性胸膜肥厚 6件)	2,980件^{※3} (中皮腫 886件 肺がん 1,123件 石綿肺 476件 びまん性胸膜肥厚 495件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	15件 (中皮腫 12件 肺がん 3件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	426件(208件)^{※4} (中皮腫 274件(126件) 肺がん 145件(77件) 石綿肺 2件(2件) びまん性胸膜肥厚 5件(3件))

※2 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※3 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、医療費等の申請に係る疾病名で数えています。

※4 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(2) 特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定の状況
(施行前死亡者^{※5}に係るもの)

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
	0件 (中皮腫 0件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	626件^{※6} (中皮腫 31件 ^{※7} 肺がん 559件 石綿肺 22件 びまん性胸膜肥厚 14件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	0件 (中皮腫 0件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	165件 (中皮腫 5件 肺がん 153件 石綿肺 2件 びまん性胸膜肥厚 5件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの	0件 (中皮腫 0件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	428件^{※8} (中皮腫 24件 肺がん 376件 石綿肺 20件 びまん性胸膜肥厚 8件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	0件 (中皮腫 0件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	33件(11件)^{※9} (中皮腫 2件(0件) 肺がん 30件(10件) 石綿肺 0件(0件) びまん性胸膜肥厚 1件(1件))

※5 施行前死亡者は、中皮腫及び肺がんについては平成18年3月27日より前に死亡した者を指し、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、これらの疾病が指定疾病として追加された平成22年7月1日より前に死亡した者を指します。

※6 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※7 特別遺族弔慰金等の請求(中皮腫)については、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(救済給付の支給等関係)について(通知)(令和3年3月3日環保企発第2103038号 環境省大臣官房環境保健部長通知。令和4年6月24日最終改正)」等に基づき、死亡診断書等に死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合(「良性中皮腫」など、良性疾患である場合を除く。)には、機構が医学的判定を申し出ることなく認定を行っています。認定状況については、機構のホームページ(<https://www.erca.go.jp>)を御覧ください。

※8 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※9 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、追加で提出された資料により機構が医学的判定を申し出ることなく中皮腫として認定を行った件数及び判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(未申請死亡者に係るもの)

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
	18件 (中皮腫 12件 肺がん 3件 石綿肺 1件 びまん性胸膜肥厚 2件)	3,466件^{※10} (中皮腫 2,284件 肺がん 891件 石綿肺 154件 びまん性胸膜肥厚 137件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	9件 (中皮腫 9件 肺がん 0件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	2,377件 (中皮腫 1,815件 肺がん 513件 石綿肺 8件 びまん性胸膜肥厚 41件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの ^{※11}	4件 (中皮腫 1件 肺がん 0件 石綿肺 1件 びまん性胸膜肥厚 2件)	1,030件 (中皮腫 440件 肺がん 349件 石綿肺 145件 びまん性胸膜肥厚 96件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	5件 (中皮腫 2件 肺がん 3件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	59件(46件)^{※12} (中皮腫 29件(20件) 肺がん 29件(26件) 石綿肺 1件(0件) びまん性胸膜肥厚 0件(0件))

※10 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※11 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※12 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(参考) 今回の医学的判定に係る主な審議会の開催状況

令和6年12月16日 石綿健康被害判定小委員会 (令和6年12月16日書面審議)
 令和6年12月24日 石綿健康被害判定小委員会 (令和6年12月24日書面審議)
 令和7年1月15日 石綿健康被害判定小委員会 (令和7年1月15日書面審議)
 令和7年1月17日 第242回石綿健康被害判定小委員会